

刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的として定めるものである。

2 業務の概要

(1) 名称

刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務

(2) 業務内容

別紙1「刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務委託仕様書」
のとおり

(3) 対象エリア

別紙2「刈谷駅周辺エリア」の範囲を基準とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 契約限度額

13,000千円（税込み）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 単体企業として参加する者

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 本市の入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。

エ 刈谷市入札参加資格停止要領の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) J Vとして参加する者

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、「代表構成員」及び「構成員」とする。

ア 代表構成員は、3（1）アを満たすこと。

イ すべての構成員は、3（1）イからカのすべてを満たすこと。

ウ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

(3) その他

ア 参加者が単体企業である場合、他の参加者であるJ Vの構成員（代表構成員含む）となることはできない。

イ 参加者がJ Vである場合、その構成員（代表構成員含む）は、他の参加者であるJ Vの構成員（代表構成員含む）となることはできない。

ウ 連名による参加はできない。

エ 各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなすものとする。

4 審査方法

(1) 審査組織

審査及び選定は、刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によって行う。

(2) 手順

ア 参加資格審査

プロポーザル参加資格の有無について、審査委員会事務局にて書面審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

審査委員会にてプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最高得点者を本業務の受託候補者、その次に高い者を次点候補者とする。ただし、最高得点者が複数ある場合は、参考見積金額が最も低い者を受託候補者とし、その次に低い者を次点候補者とする。

(3) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者であっても審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は当該参加者を受託候補者とする。なお、基準点は総得点の60%とする。

5 スケジュール

公募の開始	令和7年4月14日(月)
質問書提出期間	令和7年4月14日(月)～5月2日(金)
質問に対する回答	令和7年5月12日(月)
参加表明書等提出期限	令和7年5月19日(月)
参加資格審査結果通知	令和7年5月23日(金)
企画提案書提出期限	令和7年6月4日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年6月23日(月)
審査結果通知	令和7年6月下旬予定

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年5月2日(金)午後5時

(2) 質問書の提出

ア 提出方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにて提出すること。また、この時メールの件名を「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

イ 提出先

刈谷市都市政策部まちづくり推進課

電子メール:machi@city.kariya.lg.jp

(3) 質問への回答

令和7年5月12日(月)午後5時までに、刈谷市ホームページにて掲載

する。

7 参加表明書等の提出

参加希望者は、次に掲げる事項に留意の上、参加表明書等を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出期限

令和7年5月19日(月)午後5時

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出方法

電子メールにて提出すること。また、この時メールの件名を「プロポータル参加表明(事業者名)」とすること。

イ 提出先

刈谷市都市政策部まちづくり推進課

電子メール:machi@city.kariya.lg.jp

(3) 提出書類データ

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 事業者概要書(様式第4号)

エ 業務実績表(様式第5号)

オ 特定委託共同企業体が成立したことを証する協定書等(該当する場合のみ)

(4) 参加資格審査結果通知

令和7年5月23日(金)午後5時までに、各参加希望者に電子メールにて通知する。

8 企画提案書の提出

参加者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の提出期限

令和7年6月4日(水)午後5時

(2) 企画提案書の提出

ア 持参又は郵送すること。持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後

5時までに、郵送の場合は期限までに到着するように発送すること。

イ 提出先

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
刈谷市都市政策部まちづくり推進課

(3) 提出書類

提出書類は、正本1部、副本（ヒアリング用）8部、電子データ1部（CD-R）とする。

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 業務実施体制（様式第7号）

ウ 管理技術者の経歴（様式第8号）

エ 企画提案書（様式第9号）

オ 参考見積書（様式第10号）

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案内容等について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

(1) 実施日及び実施場所

令和7年6月23日（月）

参加資格審査結果通知にて、集合時間及び実施場所等の詳細を連絡する。

(2) 出席者

説明者は業務担当者2名までとする。

(3) 実施内容

ア 参加者にて企画提案書の内容について説明を行い、その後に審査委員会
が質疑（ヒアリング）を行う。

イ 時間は30分以内（説明20分、ヒアリング10分）とする。

(4) その他

ア 会場設備はプロジェクター及びスクリーン（または大型モニター）、HDMI接続コードとし、パソコン等その他必要な機材は参加者で用意すること。

イ プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施し、企画提案

書の内容を逸脱することはできないものとする。

ウ プレゼンテーションで使用するデータは、事前にメールやCD等の郵送・持参、大容量データ転送サービス等で審査会事務局まで提出（いずれも6月12日必着）すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

10 プレゼンテーション審査内容

(1) 審査項目及び配点

別紙3「審査項目及び配点」のとおり

(2) 採点方法

複数の提案をそれぞれ評価する相対評価を原則とし、次に示す6段階評価とする。採点は、各項目の配点に評価ごとの係数を乗じて算出する。

評価	評価の意味合い	係数
A	特に優れている、高度な能力を有する。	1.0
B	優れている、十分な能力を有する。	0.8
C	普通、標準。	0.6
D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	0.4
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	0.2
F	指定した記述項目は網羅されていない、又は不適切な記述内容である。	0.0

(3) 失格要件

ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

ウ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

エ 参考見積額が契約限度額を超えている場合

オ 基準点（総得点の60%）に満たない場合

(4) 審査結果の通知

令和7年6月末までに、電子メールを使用して通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1 契約

審査の結果、受託候補者として選定された者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、受託候補者と協議が整わない場合、次点候補者と契約に向けて協議を行う。

1 2 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は、条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、提出者の許可を得なければ公開しない。
- (6) 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の了承を得た上で同等以上の技術者を配置するものとする。
- (7) 参加表明書等及び企画提案書の提出は、1参加者につき1提案のみとする。